申立書一式の改定について

福岡家庭裁判所では，成年後見制度の運用について，当事者にとって，より利用しやすく分かりやすい手続を目指すとともに，より適正かつ迅速な審理を目指し，このたび，申立書一式を改定しました。主な変更点は以下のとおりです。

今後は，この申立書一式を使用していただきますよう，御協力よろしくお願いします。

【主な変更点】

１　申立書

　〇３枚から２枚に減らした。

　〇１枚目上部に取下げが許可制である旨を記載した。

　〇申立ての理由，趣旨等の文字を大きくし，チェック形式とした。

２　申立書付票

　〇記載内容を簡略化した。

　〇財産処分の時期を記載する欄を設けた。

３　代理行為目録

〇東京家裁等の代理行為目録を参考にできるだけシンプルにわかりやすくした。

　〇証明書の発行や事務代行者の指定等の手続は，「以上の各事務に関連する一

切の事項」と簡略化した。

４　同意行為目録

　〇民法１３条第１項の各号を省略した。

５　本人に関する質問票

　〇本件に対する本人の理解を問う質問及び本人調査時の留意事項を加えた。

６　親族関係図，親族同意書

　　〇親族関係図を導入した（甥姪を除く推定相続人を記載）。

　　〇親族同意書を導入し，事前提出を求めることとした（提出は任意）。

７　候補者質問票

　　〇「これまでに家庭裁判所を利用したことがある」を削除した。

　　〇後見制度支援信託の利用についての質問を加えた。

　〇審判書の住所地の記載に関する事項を加えた。

８　財産目録

　〇後見監督の書式との統一性を持たせた。

９　診断書，診断書付票

　　〇判定の根拠を具体的に記載してもらうことにした。

〇診断書付票に本人の意見陳述の可否についての記載欄を設けた。